

議提第 8 号

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条の規定により、北本市  
議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を  
次のとおり提出する。

平成 21 年 11 月 30 日 提出

提出者	北本市議会議員	加藤勝明
賛成者	北本市議会議員	中村洋子
賛成者	北本市議会議員	湯澤清訓
賛成者	北本市議会議員	串田英夫
賛成者	北本市議会議員	桂 祐司
賛成者	北本市議会議員	中山敬弘
賛成者	北本市議会議員	現王園孝昭
賛成者	北本市議会議員	岸 昭二
賛成者	北本市議会議員	島野和夫
賛成者	北本市議会議員	福島忠夫
賛成者	北本市議会議員	黒澤健一
賛成者	北本市議会議員	工藤日出夫
賛成者	北本市議会議員	金子真理子
賛成者	北本市議会議員	阪井栄見子
賛成者	北本市議会議員	横山 功
賛成者	北本市議会議員	伊藤堅治
賛成者	北本市議会議員	吉住武雄
賛成者	北本市議会議員	三宮幸雄
賛成者	北本市議会議員	大澤芳秋

北本市議会議長 高橋節子 様

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の210」を「100分の205」に改める。

附 則

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。